

第 1 3 消防機関へ通報する火災報知設備

平成25年3月8日制定

平成27年4月1日改正

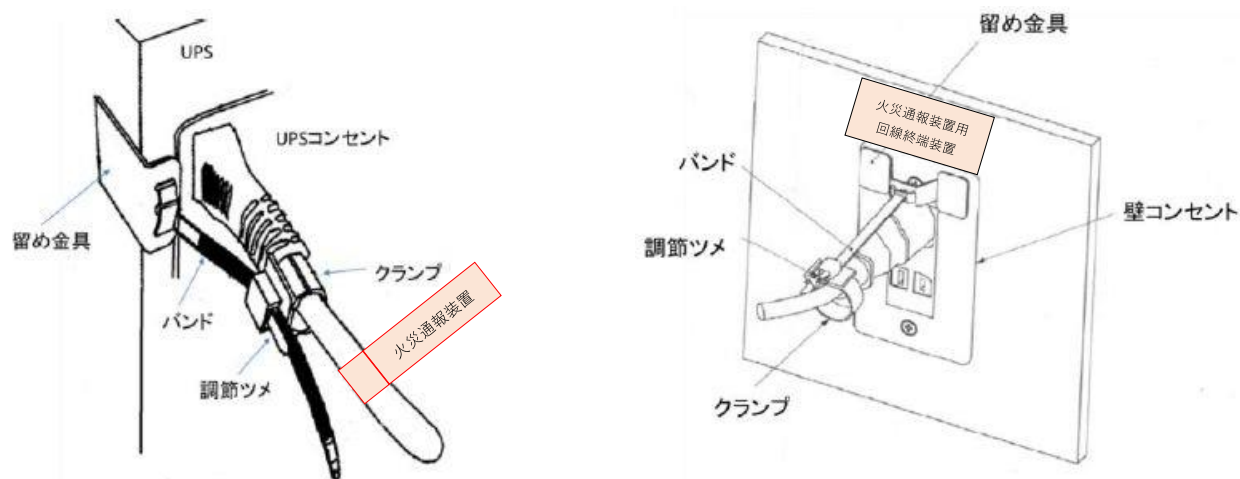
令和2年4月1日改正

1 設置方法等

- (1) 火災通報装置（規則第25条第2項の規定によるもの。以下同じ。）は、防災センター、常時人がいる場所（以下「防災センター等」という。）の、操作上支障のない位置に設け、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 防災センター等が複数ある場合は、原則として主たる防災センター等に火災通報装置の本体を設け、それ以外の防災センター等には遠隔起動装置を設けること。
- (3) 次に掲げる防火対象物のうち、火災通報装置本体の設置階以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を有する場合（例 複数の障害者グループホーム）には、遠隔起動装置を設けること。
 - ア 令別表第1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物
 - イ 令別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物
 - ウ 令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
 - エ 令別表第1（16）項イ（前アからウまでに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物
- (4) 起動装置は、床面から概ね0.8m以上、1.5m以下の位置に設けること。
- (5) 起動装置は、壁又は防災卓等に固定すること。
- (6) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置の本体を設けた場所との間で相互通話ができる装置を設けること。
- (7) 火災通報装置の本体から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。
- (8) 火災通報装置の電源は、分電盤から専用回路とするとともに、分電盤内の配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をすること。
- (9) 規則第25条第3項第4号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、コンセントが日本産業規格C830

3の「抜け止め接地形2極コンセント」又は「抜け止め2極コンセント」のうち定格が15A125Vのものに適合する場合や、第13-1図の例による場合をいうこと。

なお、3(4)ウ(ウ)によりコンセント又はコンセント接続部付近の電源コードに表示を行うこと。



第13-1図

(10)火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号。以下「告示1号」という。)に適合するものとする。

2 火災通報装置を接続することができる電気通信回線

(1) アナログ回線又はデジタル回線

火災通報装置を接続することができる電気通信回線設備は西日本電信電話株式会社(N T T西日本)の設置する電気通信回線設備のうち、次に定めるアナログ回線又はデジタル回線とするとともに、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下同じ。)に定める指定電気通信設備に該当する交換機等で他の回線と代表群を形成しないものであること。

(注) 代表群とは一般に「代表取扱」といわれる機能であり、代表群はアナログ回線又はデジタル回線を混在して形成することができる。したがって、消防機関からの呼返しを確実に火災通報装置の送受信器等に伝達させる必要があるため、火災通報装置の接続されている回線は代表群を形成させないことが必要である。

ア アナログ回線

電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点(主配線盤(以下「M D F」という。)又は保安器)においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供する回線(以下「電話回線」という。)

をいう。(第13-2図参照)

イ デジタル回線

サービス総合デジタル網(以下「ISDN」という。)における64kbpsのBチャンネル(情報チャンネル)と16kbpsのDチャンネル(信号チャンネル)を組み合わせた基本インタフェース(2B+D)のデジタル回線(以下「ISDN64回線」という。)をいう。(なお、Dチャンネルは他のインタフェースと共用しないものであること。)

(2) IP回線

「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のIP電話回線で消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるものとする。

3 電気通信回線と火災通報装置の接続方法等

火災通報装置と電気通信回線等の接続については、電気通信事業法によるほか次によること。

(1) 電話回線に接続可能な火災通報装置(以下「火災通報装置(アナログ用)」という。)

と電話回線の接続は、次によること。

ア 屋内配線と火災通報装置の接続

(ア) 端末設備に構内交換機(PBX)又はボタン電話(以下「PBX等」という。)

がある場合は、火災通報装置(アナログ用)を分界点とPBX等の間に接続し、PBX等の内線には接続しないこと。(第13-2図参照)

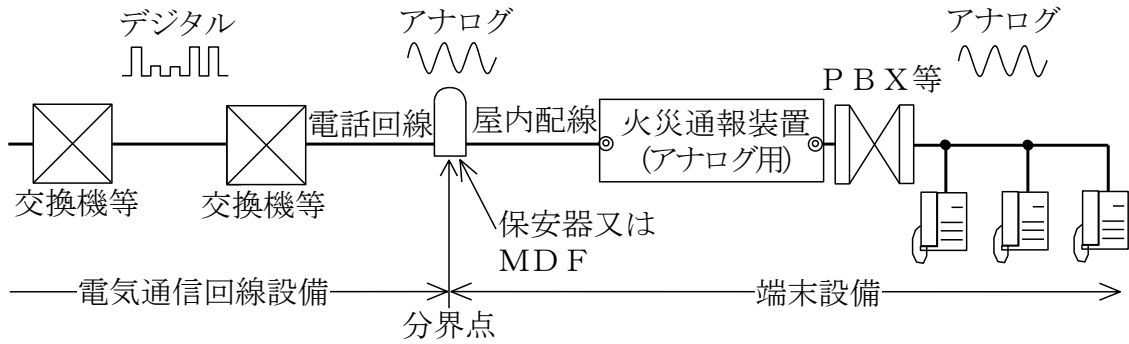
(イ) PBX等がない場合は、火災通報装置(アナログ用)を屋内配線に直接接続すること。(第13-3図参照)

イ 火災通報装置(アナログ用)から分界点までの間の屋内配線には、電話回線とデジタル加入者回線(以下「DSL」という。)を重畳・分離する装置(以下「スプリッタ」という。)以外設置しないこと。(第13-4図参照)

ウ スプリッタを設置する場合は、MDF又は副配線盤(以下「IDF」という。)に設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じること。(第13-4図参照)

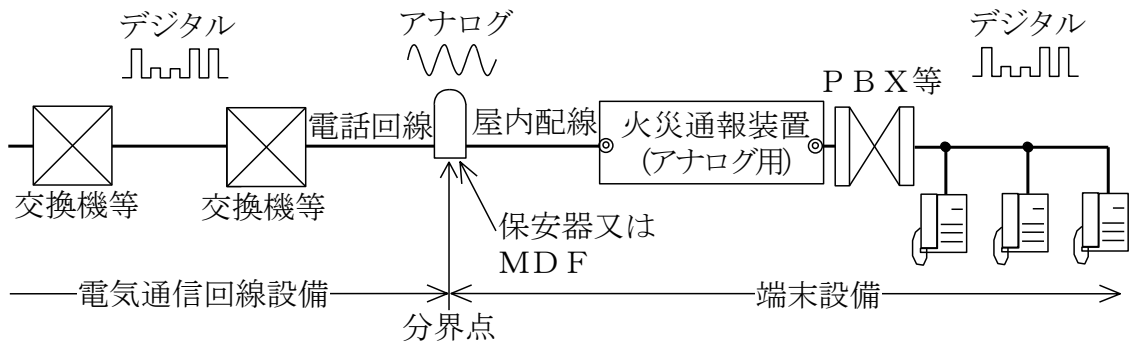
エ 火災通報装置(アナログ用)が他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、他の端末設備を接続して差し支えないものとする。

P B X等（アナログ用のP B X）がある場合



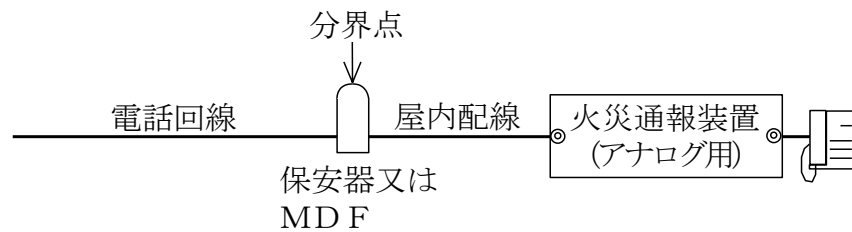
第13-2図 a

P B X等（デジタル用のP B X）がある場合



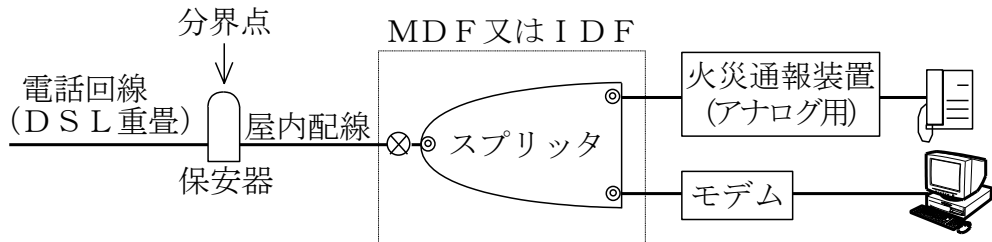
第13-2図 b

P B X等がない場合



第13-3図

スプリッタがある場合



(注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

第13-4図

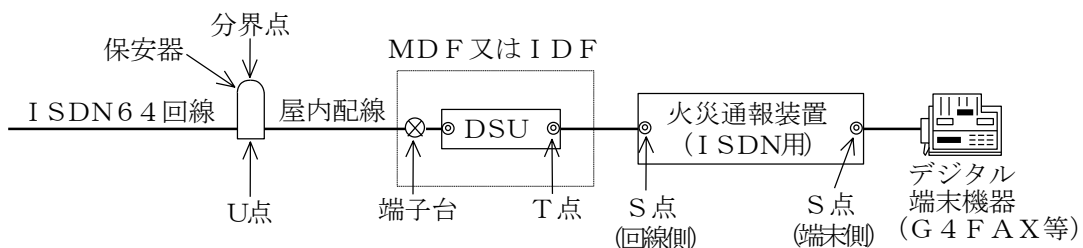
(2) ISDN基準通信機器の機能を有する火災通報装置（以下「火災通報装置（ISDN用）」という。）とISDN64回線の接続等は、次によること。

ア ISDN64回線には、火災通報装置（ISDN用）以外の端末機器を接続しないこと。ただし、火災通報装置（ISDN用）が他の端末機器を接続することができる機能を有する場合は、火災通報装置（ISDN用）本体に64kbpsの端末機器一台に限り接続することができる。（第13-5図参照）

イ ISDN64回線の終端（以下「U点」という。）に接続する網終端装置（以下「DSU」という。）は、MDF又はIDFに設け、地震等による転倒を防止する措置を講じること。ただし、火災通報装置（ISDN用）と一体となっているDSUにあつてはこの限りでない。（第13-5図参照）

ウ 常用電源が停電した場合、DSUは火災通報装置（ISDN用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

火災通報装置（ISDN用）とISDN64回線の接続例



U点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点をいう。なお、宅内制御装置を設置しない場合、T点はS点と同じインタフェース条件が適用されているためISDN標準通信機器を直接接続することが可能）

S点：宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点（火災通報装置（ISDN用）に端末機器を接続することができるS点がある場合は、64kbpsのデジタル端末機器を接続することができる。）

(注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

第13-5図

(3) 火災通報装置（アナログ用）をISDN64回線に設置する場合は、令第32条を適用して次により設置することとして差し支えないものとする。なお、接続例は第13-6図によること。

ア 火災通報装置（アナログ用）を接続するターミナルアダプター（ISDN64回線に対応する機能を持たない端末機器をISDN64回線に接続して使用するための信号変換装置で、DSUと組み合わせて使用するもの。以下「TA」という。）は、次の機能を有すること。

(ア) 火災通報装置（アナログ用）の音声信号を正確にISDN64回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置（アナログ用）に伝達できる機能を有すること。

(イ) 火災通報装置（アナログ用）が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている他の端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してISDN64回線に接続し、すみやかに消防機関に通報できるものであること。

イ 火災通報装置（アナログ用）は、TAの指定されたR点（アナログ端子）に接続すること。

ウ TAのシリアル端子及びUSB端子等のデジタル端子には、機器を接続しないこと。また、S端子にはDSU以外接続しないこと。

エ 火災通報装置（アナログ用）に接続するTAは、火災通報装置（アナログ用）で接続適合機種とされたもの以外とは接続しないこと。

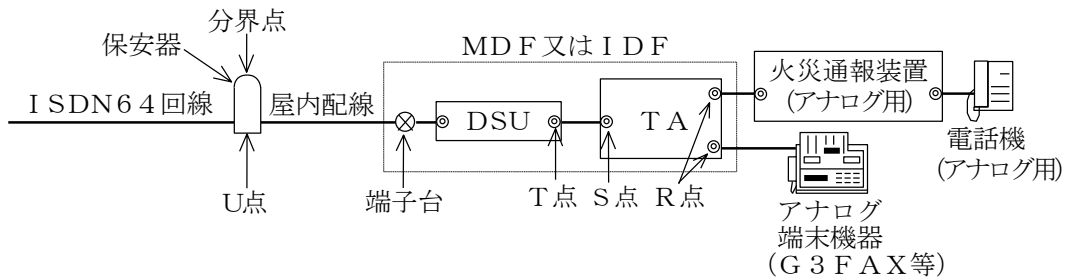
オ DSU及びTAは常用電源が停電した場合、火災通報装置（アナログ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものであること。

カ DSU及びTAはMDF又はIDFに設置するとともに、地震等による転倒を防

止する措置を講じること。

キ ISDN 64回線には、火災通報装置（アナログ用）を接続するTA以外のデジタル端末機器（デジタル電話機、G4FAX、TA等）を接続しないこと。

火災通報装置（アナログ用）をISDN 64回線に接続する場合



U点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点であるが、T点はS点と同じインタフェース条件が適用されているため宅内制御装置を設置しない場合、ISDN基準通信機器を直接接続することが可能）

S点：宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点

R点：既存のアナログ電話機やアナログ通信機器にTAを介して接続するための接続点

（注）保安器はMDFに設置される場合がある。

第13-6図 a

TAにDSUが内蔵されている場合の各接続端子の接続例



①優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3FAXノーリングング網制御装置等）を接続することができる。

③シリアル端子及びUSB端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

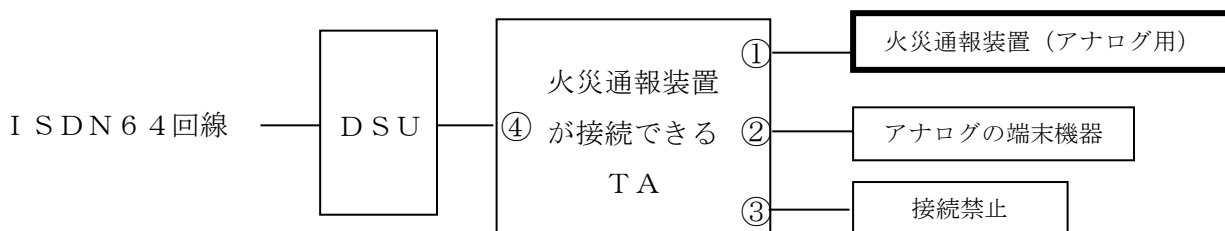
④S端子（S/T端子と表示される場合がある。）：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

⑤U端子：I S D N 6 4回線を接続すること。

(注) T AはD S Uと同一場所に設置すること。

第13-6図b

T AにD S Uが内蔵されていない場合又はT Aに組込まれたD S Uを使用せず、別に設置したD S Uを使用する場合の各接続端子の接続例



①優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G 3 F A Xノーリングング網制御装置等）を接続することができる。

③シリアル端子及びU S B端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

④S端子（S/T端子と表示される場合がある。）：D S UのT点に接続すること。（入出力用として複数の接続端子がある場合にあっても、D S U以外の端末機器を接続しないこと。）

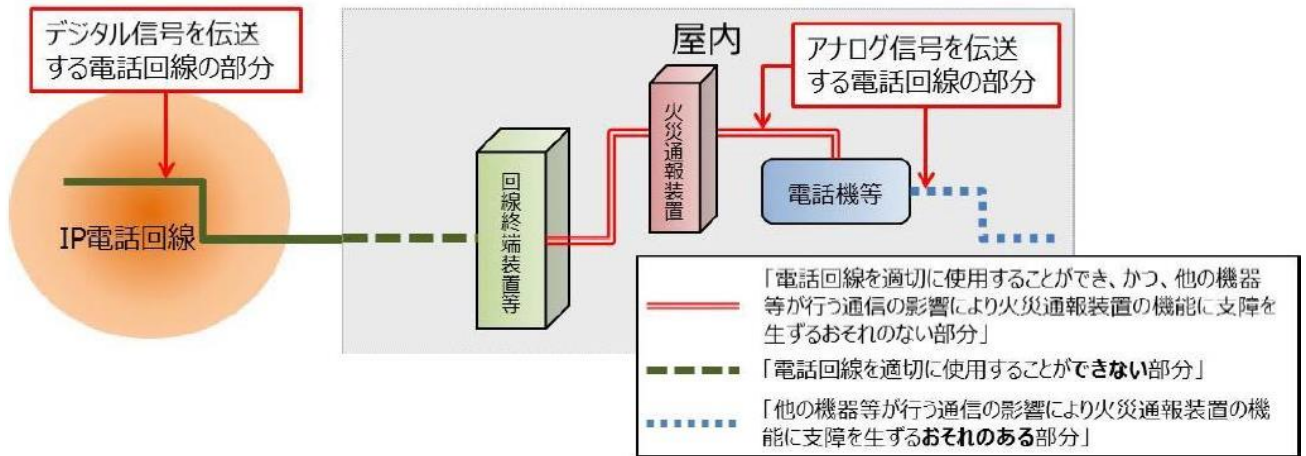
(注) T AはD S Uと同一場所に設置すること。

第13-6図c

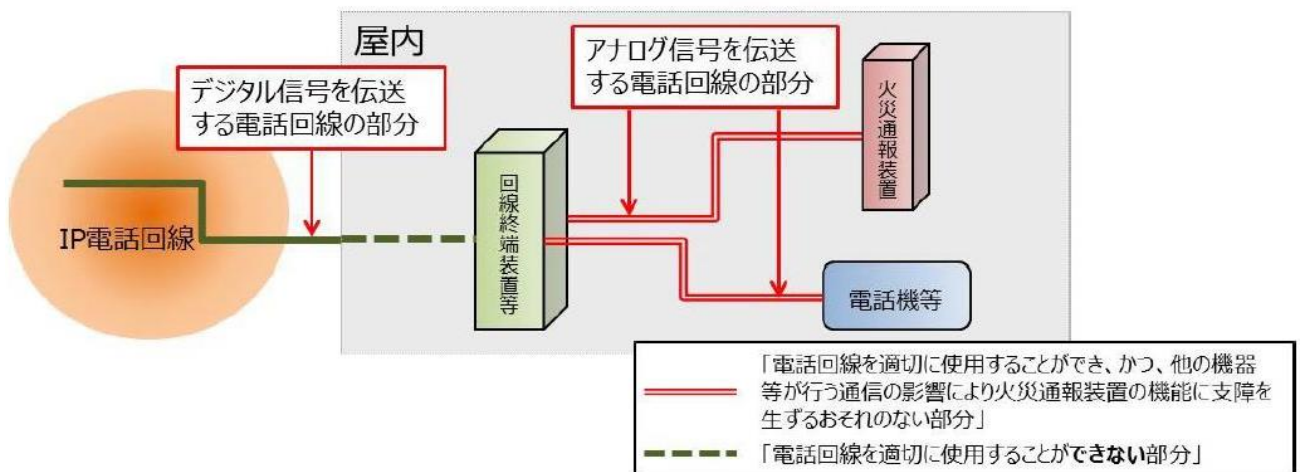
(4) 火災通報装置（アナログ用）をI P電話回線に接続する場合は、次によること。

ア 火災通報装置は、回線終端装置等（モデム、V o I P網制御装置等で火災通報装置（アナログ用）をI P電話回線に接続するために必要な装置。以下同じ。）からアナログ端末機器を接続する場合、アナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該アナログ端末機器の影響を受けないように接続すること。（第13-7図参照）

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器用端子（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）が設けられている場合は、火災通報装置が接続されている端子以外の端子にアナログ端末機器を接続することができる。（第13-8図参照）



第13-7図



第13-8図

- イ 回線終端装置等には機能を停止することなく予備電源に切替わることができる、次に定める無停電電源装置等（以下「UPS」という。）を設置すること。
- (ア) 電圧がAC100Vの正弦波が出力できるものとする。なお、疑似正弦波及び矩形波を出力するUPSは設置しないこと。
- (イ) 回線終端装置等に70分以上電源供給することができる蓄電池容量のものとする。 (別添1参照)
- (ウ) 蓄電池に密閉型鉛蓄電池を使用したものとする。
- ウ UPSを一般電源のコンセントに接続する場合（共用部に設けられるUPSを除く。）は、次によること。
- (ア) UPSの電源コードは、壁体等に固定されたコンセントに直接接続（タップ又

は延長コード（以下「延長コード等」という。）を介して接続しないこと。）すること。

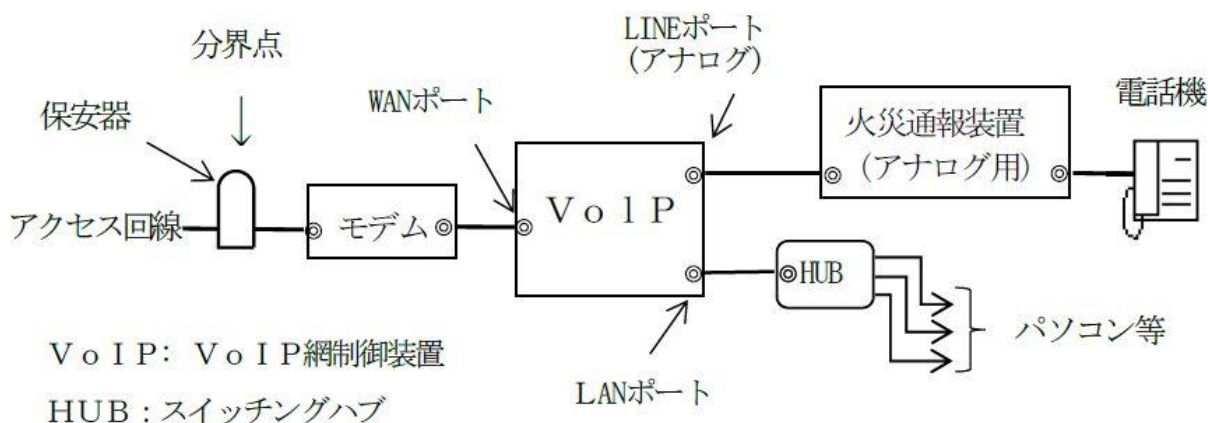
- (イ) UPSを接続するコンセントは、1（10）により容易に緩まない措置をするほか、UPSの電源コードとコンセントの間に「3P→2P変換アダプター」を使用する場合、UPSの電源コードと当該変換プラグを絶縁ビニルテープ等で固定し、容易に緩まない措置をすること。
- (ウ) コンセント又はコンセント接続部付近の電源コードには、火災通報装置用UPSのものであることがわかる旨の表示を行うこと。
- (エ) UPSを接続するコンセントは、分電盤との間にスイッチ又は開閉器等の電源を遮断する機器を設けないこと。
- (オ) 回線終端装置等の電源コードは、UPSのコンセントに直接接続（延長コード等を介して接続しないこと。）すること。

エ 回線終端装置等のLANポートは次によること。

- (ア) DHCPサーバー機能を持った機器は、通信が正常にできなくなるため接続しないこと。
- (イ) HUBを接続する場合は、HUB以降についてもDHCPサーバー機能を持った機器を接続しないこと。また、HUBに代えてルーターを接続する場合はブリッジモードで接続し、ルーターのDHCPサーバー機能を停止すること。

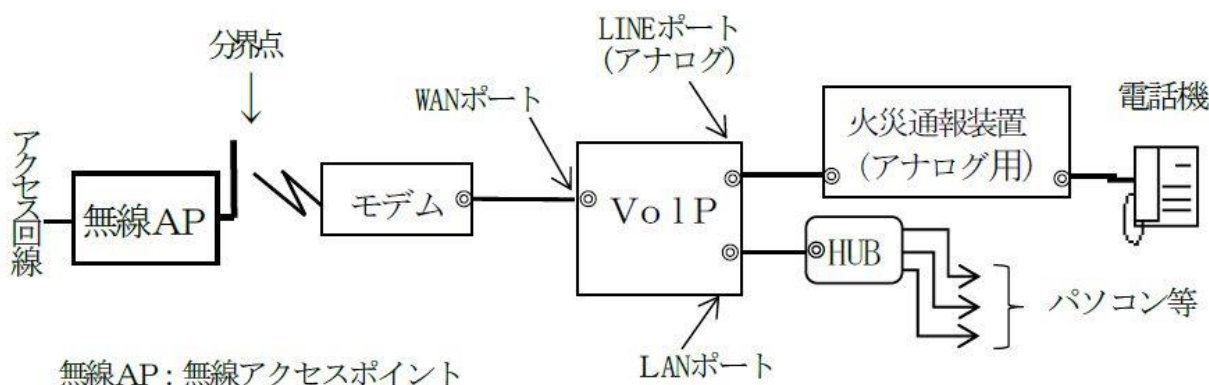
オ 接続例は第13-9図によること。

アクセス回線が有線の場合



第13-9図 a

アクセス回線が無線の場合



第13-9図b

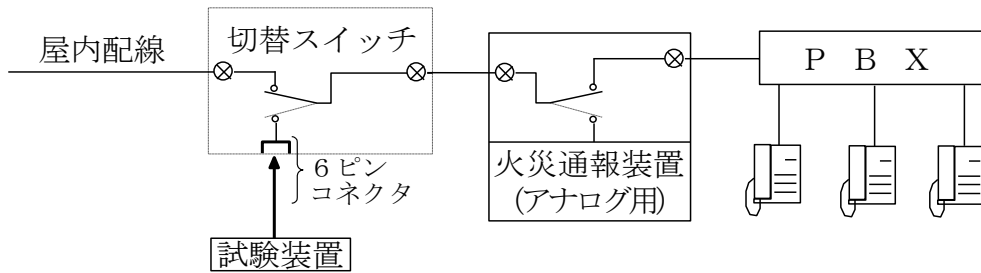
カ 共同住宅等において配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、別添2により、共用部分の回線終端装置等にもUPSを設置すること。

4 試験装置の接続

(1) 火災通報装置（アナログ用）には、試験又は点検を行なう場合に電話回線を捕捉しない状態で行うための装置（別添3「火災通報装置用試験装置の基準」に適合するもの。以下「試験装置」という。）を、次により接続することができるようにすること。ただし、火災通報装置の本体に「端末設備等規則第3条第2項の規定に基づく分界点における接続の方式を定める件」（昭和60年郵政省告示第399号）に定める通信コネクタ（以下「6ピンコネクタ」という。）のジャックユニットを有するものは、この限りでない。

ア 屋内配線を6ピンコネクタ以外の方式で接続する場合は、試験装置を接続する装置に6ピンコネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合に火災通報装置（アナログ用）の信号が外部に送出されないよう、切替スイッチを設ける等の措置を講じること。また、試験装置を接続する装置は、点検等に支障がなく容易に手の触れない場所（MDF又はIDF等）に設置すること。（第13-10図参照）

火災通報装置（アナログ用）と試験装置を接続する装置の設置方法

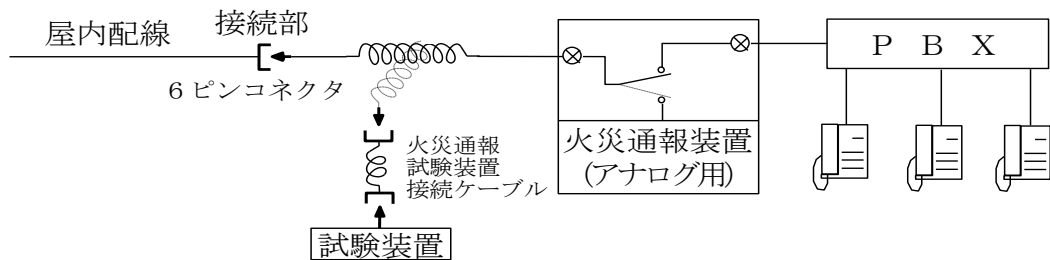


(注) 6ピンコネクタの内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

第13-10図

イ 屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合の接続部は、火災通報装置の直近で、容易に接続・切り離しが可能な場所とすること。（第13-11図参照）

火災通報装置（アナログ用）と屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合



(注) 6ピンコネクタの内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外（ねじ止め等）の接続を示す。

第13-11図

(2) 火災通報装置（デジタル用）には、（1）に準じて試験装置が接続できるようにすること。ただし、（1）中「火災通報装置（アナログ用）」は「火災通報装置（ISDN用）」、「6ピンコネクタ」は「8ピンコネクタ（ISO8877に規定されるもの）」と読み替えるものとする。

5 表示

スプリッタ、DSU及びTA並びにこれらの機器に接続されている通信用の配線等には、見やすい位置に次の例による表示をすること。（第13-12図参照）

(1) スプリッタ、DSU及びTA

注 意

- ・ 本装置には火災の時、消防機関に通報する火災通報装置が接続されています。
- ・ 本装置の配線変更、取替等を行う場合は、消防署へ届出をしてください。

(2) 火災通報装置と分界点の間の屋内配線及び機器配線の接続部（火災通報装置本体及び分界点の接続部を除く。）

a 回線側

火災通報用回線
(重要)

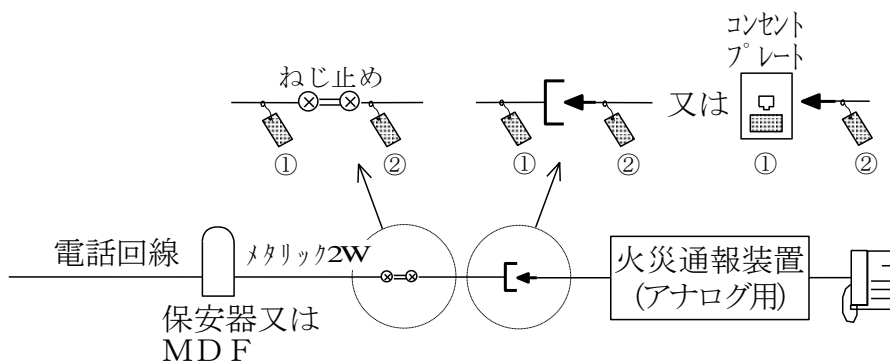
b 火災通報装置側

火災通報装置
(配線変更禁止)

(3) 3 (3) ウで接続を禁止したT Aの各端子

(注意)
端末機器接続禁止

電話回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合

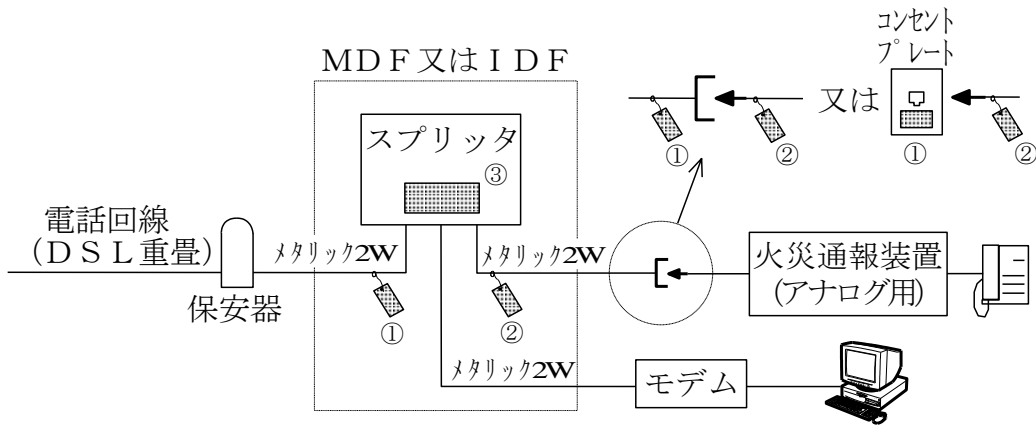


① (2) a の表示をすること。

② (2) b の表示をすること。

第13-12図 a

電話回線に火災通報装置（アナログ用）とスプリッタを接続する場合

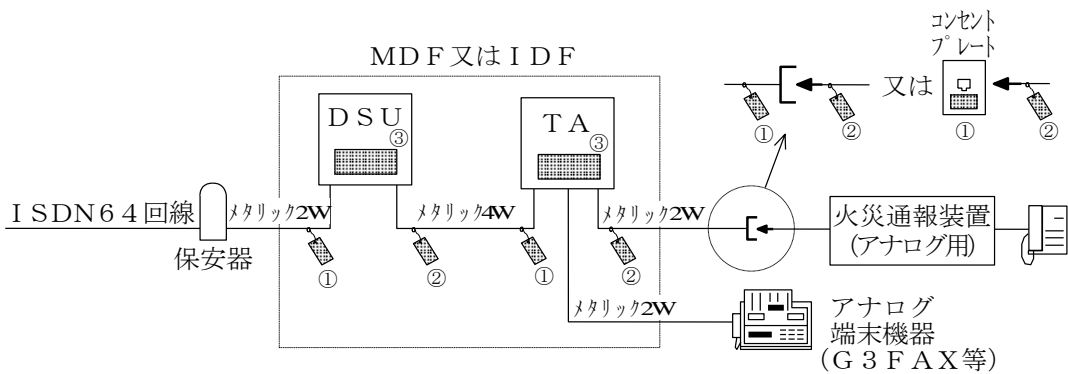


- ① (2) a の表示をすること。
- ② (2) b の表示をすること。
- ③ (1) の表示をすること。

(注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

第13-12図 b

I SDN 6 4回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合

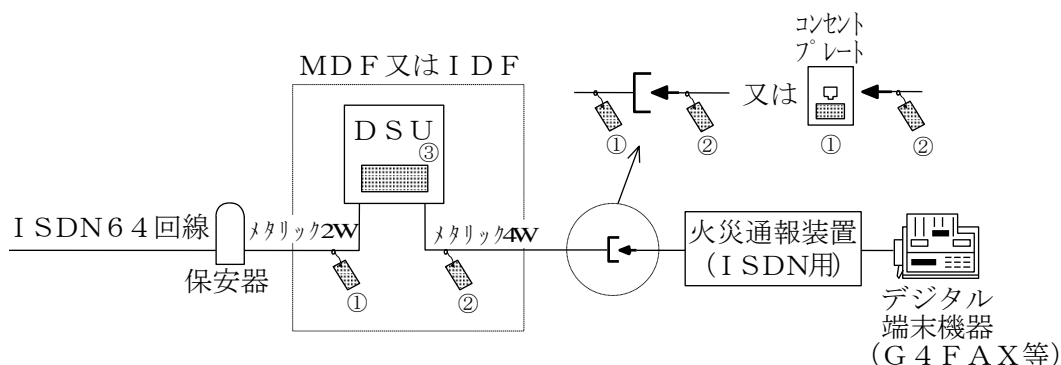


- ① (2) a の表示をすること。
- ② (2) b の表示をすること。
- ③ (1) の表示をするとともに、3 (3) ウで接続を禁止したTAの各端子には (3) の表示をすること。

(注) 保安器はMDFに設置される場合もある。

第13-12図 c

I S D N 6 4 回線に火災通報装置（I S D N 用）を接続する場合



① (2) a の表示をすること。

② (2) b の表示をすること。

③ (1) の表示をすること。

(注1) デジタル端末機器 (G4FAX等) の接続 (64 kbpsの端末機器一台に限る。) は、火災通報装置 (I S D N 用) に他の端末機器を接続する機能がある場合に限る。

(注2) 保安器はMDFに設置される場合がある。

第13-12図d

6 蓄積音声情報に登録する電話番号

蓄積音声情報に登録する電話番号は、防災センター等に設置されている電話機の番号 (火災通報装置に電話機が接続されている場合は、火災通報装置が接続されている回線の番号とすることができる。) とすること。

7 特定火災通報装置の設置

(6) 項イ (1) から (3) まで及びロの防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設ける場合は、ハンズフリー通話機能 (スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能) を有する火災通報装置 (以下「特定火災通報装置」という。) とすることができる。特定火災通報装置は、告示1号により設置するほか電源については、当該配線の接続部が、1 (10) により容易に緩まないように措置されている場合 (コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。)、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。

8 自動火災報知設備との連動

(1) 火災通報装置は、規則第25条第3項第5号において自動火災報知設備と連動して起動するものとされている防火対象物以外は、原則連動して起動しないものとする。

(2) 自動火災報知設備との連動をさせる場合にあっては、連動停止スイッチを介して次により接続させること。

ア 連動停止スイッチは専用とし、自動火災報知設備の受信機内又は別箱に設置すること。なお、別箱で設置する場合は、火災通報装置の連動停止スイッチである旨の表示を行うこと。

イ 連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源が供給できない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

ウ 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

(注) 専用の連動停止スイッチは、故障等による非火災報が発生した場合に、修理するまでの期間、一時的に連動を遮断するために設けるものであるから、訓練や点検時等以外でむやみに作動させないよう留意する必要がある。

UPS 容量の確認方法

1 概要

UPS の容量算定にあたっては、負荷機器（回線終端装置等）の容量（以下「負荷容量」という。）を把握する必要があり、負荷容量の合計と UPS のカタログ等に示されている定格容量等の規格を基に 2 及び 3 に示す要件を満たす UPS を選定する。

2 負荷容量

負荷容量は、一般的に皮相電力 S [VA] 又は消費（有効）電力 P [W] で表示されることが多く、一の UPS の負荷が複数の回線終端装置等で構成される場合は、それらの合計が負荷容量となる。

UPS は、次の(1)及び(2)により算定される負荷容量を上回るものを選定することとなる。

(1) 皮相電力による負荷容量の算定

ア 負荷容量が S [VA] で与えられる場合は当該値を用いる。

イ 負荷容量が P [W] で与えられる場合は $S = P / \cos \theta$ ($\cos \theta$: 負荷の力率) により皮相電力に換算した値を用いる。

ウ ア又はイによる数値を合計し負荷容量 S_L [VA] を得る。

$$S_o > S_L \times \alpha$$

S_o : UPS の定格出力容量 [VA]
 S_L : 負荷容量の合計 [VA]
 α : 余裕率 (1.1 以上)

※ 力率 ($\cos \theta$) は、負荷の特性に応じた値となる。

※ 余裕率 (α) は、負荷の特性に応じ設けられ、1.1 以上の値を用いるものとする。

※ 負荷容量は定格値を用いるものとする。

(2) 消費（有効）電力による負荷容量の算定

ア 負荷容量が P [W] で与えられる場合は当該値を用いる。

イ 負荷容量が S [VA] で与えられる場合は $P = S \times \cos \theta$ により消費（有効）電力に換算した値を用いる。

ウ ア又はイによる数値を合計し負荷容量 P_L [W] を得る。

$$P_o > P_L \times \alpha$$

P_o : UPS の定格出力容量 [W]
 P_L : 負荷容量の合計 [W]
 α : 余裕率 (1.1 以上)

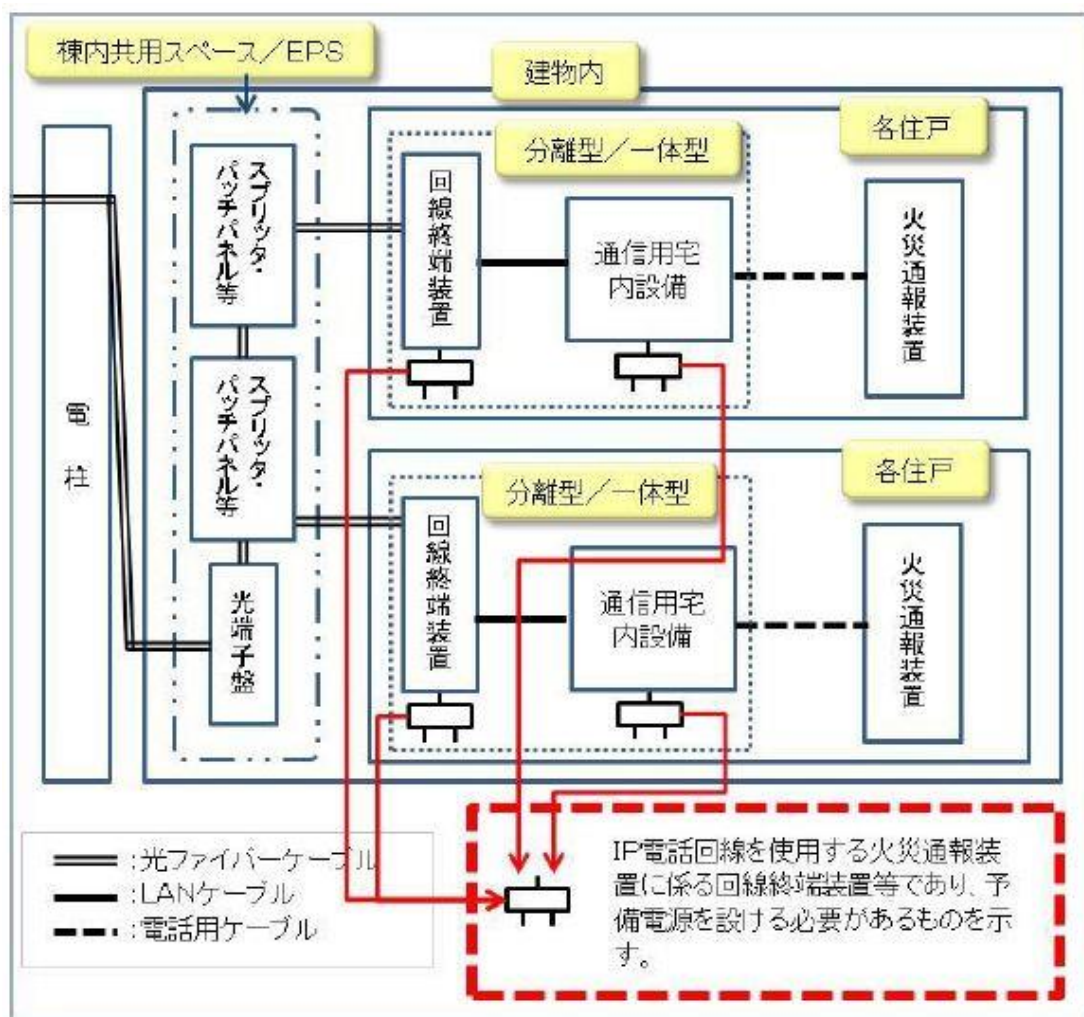
3 UPS の停電補償時間

原則として 70 分以上の停電補償時間を有する UPS を選定することとする。

【IP電話】共同住宅等における回線終端装置の予備電源設置場所について

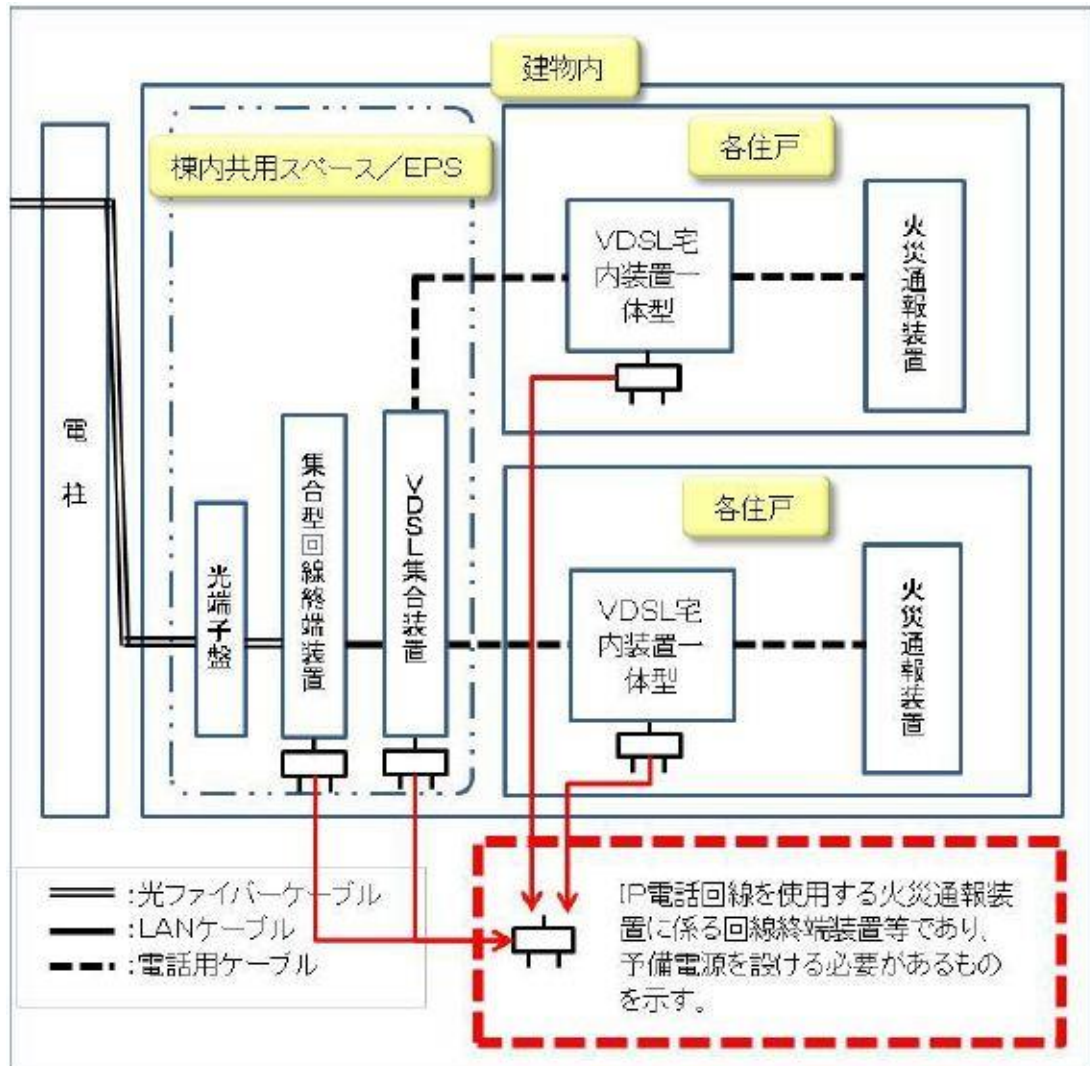
○ 光配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤からスプリッタ等を経由し、各住戸内にある回線終端装置及び通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸の回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設けること。



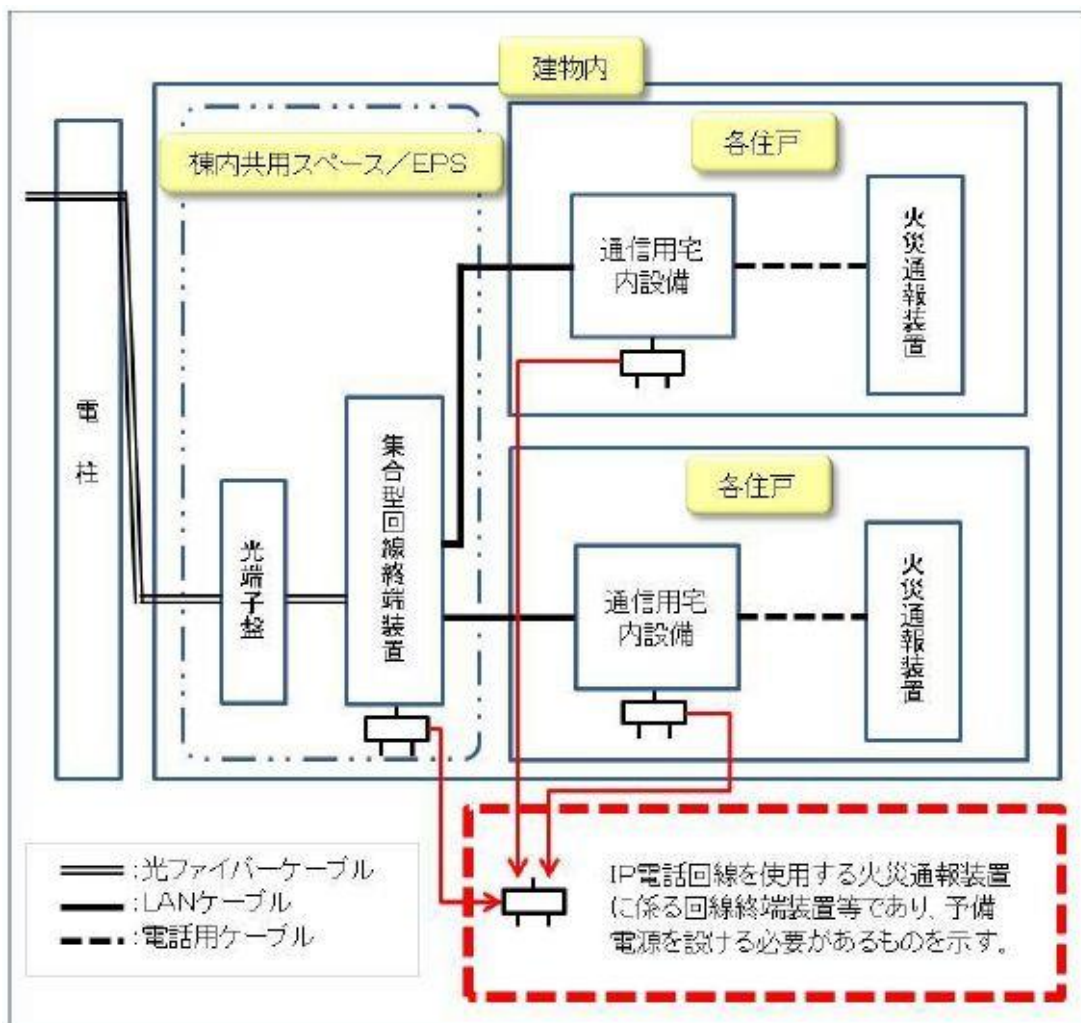
○ VDSL方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、VDSL集合装置から電話用ケーブルで各住戸内にある通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸のVDSL宅内装置一体型に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置及びVDSL集合装置にも予備電源を設けること。



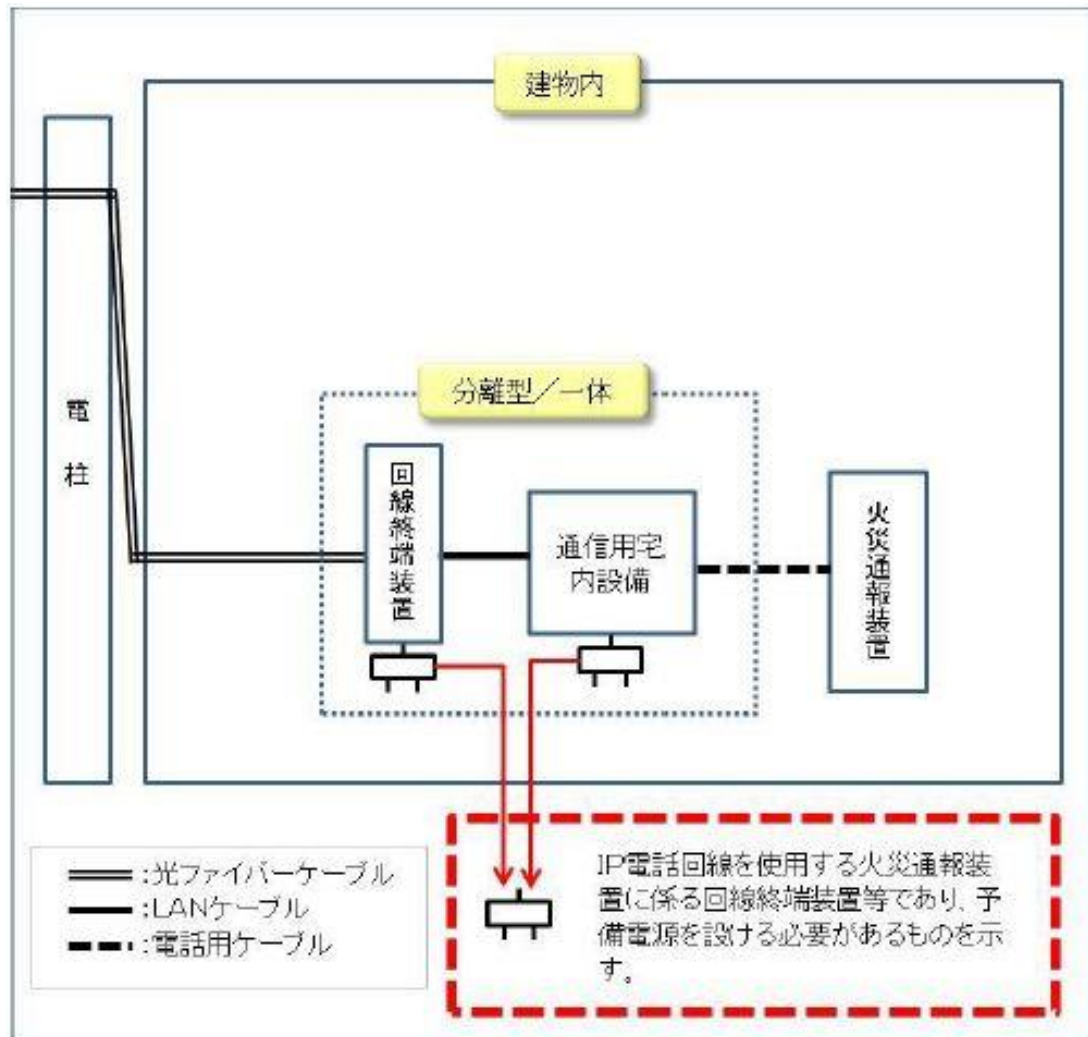
○ LAN配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、そこからLANケーブルで各住戸内の通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸内の通信用宅内設備に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置にも予備電源を設けること。



○ 【参考】戸建て等の場合

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、回線終端装置及び通信用宅内設備を介して接続する方法であり、回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設けること。



「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」(抄)

(平成8年8月19日付け、消防予第164号)

火災通報装置用試験装置の基準

1 趣旨

この基準は、火災通報装置（アナログ用）に係る機器点検の際に用いる試験装置に係る基準を定めるものとする。

2 試験装置の構造及び性能

試験装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置が送出する10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれの選択信号も受信することができるとともに、当該選択信号の数字を可視表示することができること。この場合において、表示することのできる選択信号の桁数は、3桁以上であること。
- (2) 選択信号を受信した場合には、直ちに呼出音を送出すること。この場合における呼出音は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。）別表第5号の規定に適合すること。
- (3) 通話電鍵、押しボタン、送受話器等を操作することにより、火災通報装置と通話ができること。
- (4) 回線保留機能及び呼返機能を有するとともに、呼返電鍵を操作することにより、火災通報装置に呼出信号を送出できること。この場合における呼出信号は、設備規則別表第4号の規定に適合すること。また、呼出信号は、呼返電鍵を操作している間、連続して送出されること。
- (5) 着信側（119番）を話中状態とすることができるとともに、火災通報装置が送出した選択信号を受信し、話中音を送出できること。この場合における話中音は、設備規則別表第5号の規定に適合すること。
- (6) 回線に対し、常に直流電圧（42V以上53V以下）を印加できること。ただし、前記（4）に規定する呼出信号の送出中は、この限りでない。
- (7) 電話回線又は火災通報装置との接続端子は、6ピンコネクタのプラグユニットとすること。

3 表示

(1) 試験装置には、次の事項を見やすい箇所に表示すること。

ア 装置の名称

イ 型式記号（性能評定を受けたものにあつては評定番号を併記）

ウ 製造者名又は略号

エ 製造年

オ 取扱操作方法及び注意事項

(2) 試験装置の操作部分には、その名称及び操作内容を当該部分又はその周辺部分に表示すること。